

# 多摩市勤労者市民共済会規約

(目的)

第1条 この規約は、事業所に勤務する従業員及び事業主の福利厚生を増進を図ることにより、雇用の安定と当該事業所の振興発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 常時雇用されている従業員の数が、100人以下の事業所(理事会で特に認めた場合を含む。)をいう。

(2) 勤労者 事業主及び従業員(事業主と生計を同じくする家族である従業員を含む、以下同じ。)をいう。

(名称、所在地)

第3条 本会は、多摩市勤労者市民共済会(以下「共済会」という。)と称し、事務局を多摩市役所内に置く。

(事業)

第4条 共済会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員の共済給付金に関する事業
- (3) 会員に対する生活資金等の貸付あっせんに関する事業
- (4) その他、共済会の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第5条 共済会の会員となることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 多摩市内に所在する事業所に勤務する勤労者
- (2) 多摩市内居住者で、市外の事業所に勤務する従業員、又は事業主  
(但し、勤務先がその区市の共済会等に加入していないこと。)

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、会員になることはできない。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 試用期間中の者
- (3) 臨時、パートタイマー、その他これに準ずる者  
(但し、事業主が特に推薦し、保証できるものはこの限りではない。この場合の雇用期間は、6ヶ月以上とする。)
- (4) その他会長が適当でないと認めたもの

(入会基準)

第6条 共済会の入会基準は、次のとおりとする。

- (1) 多摩市内に所在する事業所の勤労者の加入については、事業所単位による団体加入を基本とする。
- (2) 多摩市内居住者で、市外の事業所に勤務する勤労者の加入においては、個人加入とする。

(入会手続き)

第7条 共済会に加入しようとするものは、多摩市勤労者市民共済会加入申込書(第1号様式)及び、関係書類を会長に提出し承認を得なければならない。

2 会長は入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 入会金は、会員1人につき500円とする。

2 共済会費は、会員1人につき月額500円とする。

3 会費は、四半期ごと(4月、7月、10月、1月)に一括して所定の方法により納付しなければならない。

4 納付された入会金及び会費は、特別な場合を除き返還しないものとする。

(資格の発生)

第9条 会員の資格は、第7条の加入手続きをした日に類する月の翌月1日から発生する。ただし、前第4条第2号の共済給付事業における共済給付権利の発生については、給付規程の定めるところによる。

(資格の喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 第5条の会員の資格を失ったとき。
- (2) 共済会費を3ヶ月以上滞納したとき。

(変更の届出)

第11条 会員は次に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を会長に届けなければならない。

- (1) 事業所の名称、所在地、電話番号
- (2) 会員の会費振替口座(取引金融機関)
- (3) 会員の氏名及びその家族
- (4) その他会長が必要と認めた書類

(会員証の紛失等)

第11条の2 会員は、会員証の紛失・破損・盗難があった場合は、速やかに会長に届け出て、再発行の手続きをとるものとする。

2 会員が前項の再発行の手続きを行うときは、理事会で別に定める再発行手数料を納入しなければならない。

(脱会)

第12条 共済会を脱会しようとする者は、会長に多摩市勤労者市民共済会脱会届(第2号様式)に会員証を添えて提出し、承認を得なければならない。

(除名)

第13条 会員が、次の各号の一に該当したときは理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為、又は妨げようとしたとき。
- (2) 貸付及び共済給付事業その他について、虚偽の申請をしたとき。
- (3) 会の規約に違反し、又は会の信用を失わせるような行為をしたとき。

(役員)

第14条 共済会に次の役員を置く。

- (1) 理事 13名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、会長を1名、副会長を2名、総務部長、事業部長を各1名とする。

(顧問)

第15条 顧問は、共済会に対し特に功労のあった会長職、又は副会長職を在職期間3期6年以上の経験を有した者を理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 顧問は、理事会の相談に応じ、共済会を援助する。

(役員選出)

第16条 理事及び監事は、役員選任委員会において選任する。

2 理事の構成は、従業員、事業主12名以内及び行政職1名とする。

- 3 監事は、会員より2名選出する。
- 4 会長、副会長は、全理事のうちから互選する。ただし、副会長1名は多摩市職員(市民経済部長職のもの)とする。
- 5 理事のうち、1人を総務部長、1人を事業部長とし、理事会の推薦をうけて、会長が選任する。

(役員職務)

第17条 会長は、共済会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 総務部長は、会長の命を受け共済会の事務事業会計を司る。
- 4 事業部長は、会長の命を受け事業の執行を司る。
- 5 監事は、次の職を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 財産の状況または、業務執行についての不正な事実を発見したときは、これを理事会または市に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするため、必要があるときは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第18条 役員任期は、2年とし再選を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員費用弁償)

第19条 役員には、費用を弁償することができる。

(役員選任委員会)

第20条 理事及び監事の選任を行うため、役員選任委員会を置く。

- 2 役員選任委員会は、任期満了を迎える会長、副会長、総務部長、事業部長をもって、構成するものとする。
- 3 役員選任委員会は、会長が招集し、議長は、その都度役員選任委員の互選とする。
- 4 役員選任委員会は、新理事の選任を終えたとき、解散するものとする。

(機関)

第21条 共済会の適正な運営を図るため理事会を置く。

(理事会)

第22条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 年度の事業計画及び、予算に関すること。
  - (3) 年度の事業報告及び、決算に関すること。
  - (4) その他事業推進に必要な事項
- 2 前項(2)の規定にかかわらずやむを得ない事由があるときは、理事会の議決前においても会長の責任において、事業及び予算の執行ができるものとする。

(理事会開催)

第23条 理事会は、全理事をもって、構成し必要に応じて監事も出席できる。

- 2 理事会は、会長が招集し、議長は会長が行う。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、議事は出席者の過半数により決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

(事業の運営)

第24条 会長は、第4条の事業を円滑に運営するため、必要により別に規定等を定めることができる。

(事業年度)

第25条 共済会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(経費)

第26条 共済会の経費は、入会金、共済会費、市補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第27条 共済会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局を、多摩市役所経済観光課内に置く。
- 3 総合事務統括として事務局長を置く。
- 4 事務局に必要な職員を置く。
- 5 事務局職員の服務等は、別に定める。

(解散)

第28条 共済会は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得て解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産の処分については、理事会の承認を得て、多摩市に帰属するものとする。

(委任)

第29条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて会長が理事会に諮り定めることができる。

附則

- 1 この規約は、昭和59年6月1日から施行する。
- 2 共済会設立のときの役員任期は、第17条の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。

附則

この規約は、昭和60年6月18日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成15年5月15日から施行する。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行し、同日から適用する。

附則

この規約は、令和3年4月14日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。